目 次

告 示

○知事指定薬物の指定の失効 ○救急医療機関の認定

○道路の区域変更 ○農用地利用配分計画の認可

公

○開発行為に関する工事の完了 告

選挙管理委員会

〇政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

宮

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分) ○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表

(平成二十六年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十七年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の指定取消し等の届出

## 人事委員会

○人事委員会規則一―一(規則の分類)の一部を改正する規則

○人事委員会規則十四一○ (職員の退職管理に関する規則

宮城海区漁業調整委員会

○人事委員会の権限 (職員の退職管理)

の一部の委任

(1)

行

○かじき等流し網漁業の制限

告

示

発 宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

務 課

薬

(医療整備課)

(農業振興課) 路

課

道

平成二十八年二月十九日

救急病院と認定した。 ○宮城県告示第百三十一号 救急病院等を定める省令

(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を

分院大崎市民病院鹿島台	名称
   大崎市鹿島台平渡字東要害	所 在 地
四日 平成二十八年二月十	認定年月日
三日平成三十一年二月十	認定の有効期限

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県告示第百三十二号

十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定に 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号。以下「条例」という。)第

より告示する。

(建築宅地課)

平成二十八年二月十九日

失効する知事指定薬物の名称

三

 $\equiv$ 

七四四四

ルボキサミド及びその塩類(通称名CUMYL-BICA) 化学名 一-ブチル-N-(二-フェニルプロパン-二-イル)-一H-インドール-三-カ

宮城県知事

村

井

嘉

浩

化学名 一- (五-フルオロペンチル) - N- (ニーフェニルプロパン-ニーイル) - 一日

ピロロ [二・三-b] ピリジン-三-カルボキサミド及びその塩類(通称名CUMYL-5F-

3 b゙] ジフラン-四-イル)エタンアミン及びその塩類(通称名2C-B-FLY 化学名 ニー(八-ブロモーニ・三・六・七-テトラヒドロベンゾ [一・二-b:四・五

失効の理由

七 七

指定の効力が失われる日

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

八 八

平成二十八年二月二十日

○宮城県告示第百三十三号

 $\stackrel{-}{=}$ 

農用地利用配分計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成) 一十五年法律第百一号) 第十八条第一項の規定により、

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十八年二月十九日

農用地利用配分計画の概要 別冊のとおり

認可年月日

\_

平成二十八年二月十九日

○宮城県告示第百三十四号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙

平成二十八年二月十九日

沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 県道

線 名 気仙沼唐桑線

 $\equiv$ 道路の区域

	同市本町二丁目五九番一地先まで気仙沼市田谷一番一地先から		変更の区間
後 B	自 B	ή Α	前変 更の
三〇・〇~七	三〇・〇〜七	六・三〜ニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー	(メートル)敷地の幅員
一八七・三いう。	一八七・三	一八七・三	(メートル)敷地の延長
明 りの 区 夕を		日は、関系図上記A及び	備考

### 公 告

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域

平成二十八年二月十九日

〔工区〕に係る開発行為は、その工事を完了した。

工事を完了した開発区域

(工区) に含まれる 気仙沼市最知南最知百三十七番の一部、 宮城県知事 村

井

嘉

浩

百三十

九番一の一部、

百三十七番地先の道の一部

気仙沼市

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

選挙管理委員会

## ○宮選管告示第十三号

体の届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、 次のとおり政治団

平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会

長

菊

地

光

輝

委員

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

の政 名 団 称体 の代 氏表 名者 の 氏 名 計責任者 所の所在地 (第一号) 二号) 職の種類(第 の氏名及び公 の氏名及び公

届出年月日

会甲東広治後援 伊東 広治 伊東 広治 参議院議員

- 上多賀城一十年 一 一 七七 参議院議員、 広治、 平成二十八年

 $(\square)$ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 の代 氏表 名者 の 氏 名

主たる事務所の所在地

届出年月日

いぬかい克子後援会

犬飼 克子 佐々木広美 - 一 黒川郡大和町吉田字要宮川原六八

平成二十八年 平成二十八年

加川 敦 加川 敦 刈田郡蔵王町宮字町四〇

大沼 克己 葛西すずい

三八〇 川田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原

一月二十二 平成二十八年

平成二十八年

平成二十八年

千葉 征規 今野 国彦

石巻市駅前北通り二-九-一

徹男 美道 -一八 刈田郡蔵王町大字塩沢字天王七一

仙台市青葉区花京院一-一-三〇 一月二十一日 平成二十八年

会のだ修光仙台後援

千田

勝見

齋藤英之後援会

佐藤

・北上・雄勝後援会かつぬま栄明 河北

葛西清を育てる会

加川敦後援会

千坂博行後援会

千坂

庄子 千坂美也子 清典 黒川郡大和町鶴巣大平字植田四五 一月十八日 平成二十八年 平成二十八年

(3)	平成2	8年 2	月19	日	金	曜日			宮	ı	城		県		公		報							& S	第27	34号	
佐藤としふみ後援会	小野寺五典後援会	MSS政策研究会	赤間次彦後援会		政治団体の名称	□ その他の政治団体		五選挙区支部	自由民主党言或長穹		1 1 1 1 2 1 2 2 2 1	台市泉区第一支部自由民主党宮城県仙	<b>剤師支部</b> 自由民主党宮城県薬	護連盟支部	自由民主党宮城県看	男务·2337017音	<b>維新の党衆議院宮城</b>	政治団体の名称	受党の支部			平成二十八年二月十九日		政治資金規正法(四	○宮選管告示第十四号	宮城維新の会	
佐藤 敏文 代 表	石川 雅治 主たる事務	新沼 福也 会計責任者	山田 清一 会計責任者		の 氏 名 異動事	中(政党及び政治資金団体以	の 氏 名	服治・労用・主対を再列の所在地・所の所在地・	於 月 E (	の氏名	Ç F	野田 譲 主たる事務	位々オ考対の氏名	アスを生 の氏	冨田きよ子 会計責任者	戸の戸者	林 宙紀 主たる事務	の氏 名 異動事				7十九日	届出事項を異動した旨届出があった。	(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、	7	吉田 良 吉田 良秋	
者佐藤敏文	前七 – 一三 気仙沼市魚市場	橋本順一郎	赤間、叔子	i I	項新	体以外の政治団体)	橋本	第二 − 九 − 一 元 一 元 三 元 単 元 単 元 単 元 単 元 単 元 単 元 単 元 単 元 単	口笺厅尺前匕鱼	榊原 康寛	) = = =	纠三−七−二九 仙台市泉区上谷	唐重 憲件	12 m/ (1 m) 5 m/ (1 m)	冨田きよ子	朴 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	<b>乡一三三二二仙台市青葉区上</b>	項新		委員長	宮城県選挙管理委員会			十四号)第七条第一項の		名取市大手町一-	
	(二階) 一 − 一 − ○ 気仙沼市八日町	松原祐介	伊藤		旧		透腐 禾信	1 日本		佐藤 和則	3	台七-二四-五仙台市泉区南光	瀬戸 毎72	Í.	神林美和子			旧		菊地	安員会			の規定により、次の		六-一	
平成二十八年	平成二十八年	十二月二十八日平成二十七年	平成二十八年		異動年月日			月月十二十五日	ドガニトし ト		-	平成二十七年	七月二十六日	十二月一日	平成二十七年	_	平成二十八年	異動年月日		維				のとおり政治団		一月二十九日 平成二十八年	一 月 十 四 日
都市政経懇話会	寺沢まさし政経フォーラム	寺沢まさし後援会寺沢まさし後援会	千葉とおる後援会	地域社会研究会	佐藤正友後援会	ささき征治後援会	木村正義後援会	(設立届出年月日 平成二十四年一月二十四日)葛西清を育てる会	岡いくお後援会	阿部まさ子後援会	政治団体の名称	□ その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	維新の党宮城県第1区支部	政治団体の名称	○ 政党の支部			平成二十八年二月十九日	団体が解散した旨届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、(『エンスイサーーイープッタ゚ - コーザ		宮城県薬剤師連盟 佐々木孝雄 会計責任者 晦	師後接会 の氏名 宮城県藤井基之薬剤 佐々木孝雄 会計責任者 磨	の氏名	宮城県看護連盟 冨田きよ子 会計責任者 冨	都市政経懇話会 岡 ミチ子 代 表 者 岡	の氏名
岡 ミチ子	正	冷木 馬場 修三	千葉	千葉 達	伊藤 捷治	鎌田世津子	遠藤賢一	大沼 克己	丹野 實	阿部まさ子	代表者の氏名	パの政治団体)	畠山 昌樹	代表者の氏名		委員長	宮城県選挙管理委員会			ヮ)第十七条第一項の		廣重 憲生 瀬戸	廣重 憲生 瀬戸		冨田きよ子 神林	同 ミチ子 岡	
平成二十六年十月二十一日	平成二十七年十二月三十一日	平成二十七年十二月二十二日平成二十七年十二月三十一日	平成二十七年十二月二十日	平成二十七年十二月二十日	平成二十七年十月三十日	平成二十七年十二月二十七日	平成二十七年十二月三十一日	平成二十七年三月三十一日	平成二十六年十月二十一日	平成二十八年一月二十六日	解散年月日		平成二十七年十二月三十一日	解散年月日		菊 地 光 輝	会			>規定により、次のとおり政治	1 1 2 1	厂 敏之	C 敏之 七月二十六日 七月二十七年		神林美和子 平成二十七年	征男 平成二十六年	一月二十七日

第2	734 <sup>-</sup>	号	平成	₹28 <sup>4</sup>	手2	月19	日	金	曜日		宮		城		県		公		報											(4)
2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 28.1.28 (26.10.21解散)	問いくお後接会	(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)			平成二十八年二月十九日	おり公表する。	成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、	○宮選管告示第十七号	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 28.1.22 (27.3.31解散)	葛西清を育てる会	(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)			平成二十八年二月十九日	おり公表する。	成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、	○宮選管告示第十六号	渡辺よしお後援会	目黒啓治後援会	水沢ちこう(智孝)後援会	松川利充後援会
	25	25				の要旨 (単位:円)	委員長	宮城県選挙管理委員会			同法第二十条第一項の規定により、	)第十七条第一項の							の要旨 (単位:円)	委員長	宮城県選挙管理委員会			同法第二十条第一項の規定により、	)第十七条第一項の		星春男	引地 芳郎	村上 哲也	藤元 寛
0	25,697	25,697					菊 地 光 輝	兵会			<b></b> 定により、その要旨を次のと	の規定により、政治団体から平		0	0					菊 地 光 輝	具会			<b></b> 定により、その要旨を次のと	の規定により、政治団体から平		平成二十七年十二月三十一日	平成二十八年一月二十七日	平成二十七年十一月八日	平成二十七年十二月三十一日
宣伝事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	組織活動費	政治活動費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 28. 1.21 (27.12.31解散)	<b>公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員</b>	公職の候補者の氏名 畠山 昌樹	国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号	維新の党宮城県第1区支部	(政党の支部)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)			平成二十八年二月十九日	おり公表する。	成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、	○宮選管告示第十八号	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 28. 1. 28 (26. 10. 21解散)	都市政経懇話会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 28.1.22 (27.3.31解散)	葛西清を育てる会
5,892	5,892	97,730	103,622		103,622	103,622	103,622				一項第一号			の要旨(単位:円)	委員長 菊 地 光 輝	宮城県選挙管理委員会			同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと	)第十七条第一項の規定により、政治団体から平		0	439,075	439,075			0	0		

	平成28年2月19日	金曜日	宮	城	県	公	幸
--	------------	-----	---	---	---	---	---

(5)	平	成2	8年	2月	19 E	1 :	金曜	日			宮		城		県		公		報								第	2734	1号	
4 支出の内訳	政治団体分	各附	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 28.1.27 (27.12.31解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員	資金管理団体の届出をした者の氏名 寺澤 正志	寺沢まさし政経フォーラム	組織活動費	政治活動費	備品·消耗品費	経常経費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 28.1.14 (27.12.20解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員	資金管理団体の届出をした者の氏名 千葉 達	地域社会研究会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 28.1.26 (28.1.26解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 利府町議会議員	資金管理団体の届出をした者の氏名 阿部まさ子	阿部まさ子後接会	(資金管理団体)
	100,000	100,000		1,125,000	100,000	1,025,000	1,125,000					44,118	44,118	98,000	98,000		142,118	142,118	142,118					0	0					
政治活動費	事務所費	備品·消耗品費	光熱水費	人件費	経常経費	4 支出の内訳	政治団体分	客附	個人の党費・会費	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 28.1.14 (27.12.27解散)	ささき征治後援会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 28. 1.27 (27.12.31解散)	木村正義後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 28.1.22 (27.3.31解散)	葛西清を育てる会	(その他の政治団体)	自由民主党宫城県第四選挙区支部	[政治団体分]	5 客附の内訳	客附·交付金	政治活動費
525,000	381,475	12,793	62,400	540,000	996,668		770,044	770,044	(150 Å) 525,000		1,521,668	1,295,044	226,624	1,521,668			0	0			0	0				100,000 塩竈市			1,125,000	1,125,000

第2	734 <sup>+</sup>	号	平成	128 <sup>4</sup>	羊2	月19	9日	金	曜日		宮		城		県		公		報											(6)
5 寄附の内訳	機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	組織活動費	政治活動費	4 支出の内訳	寺沢まさし県政報告会	体育大会	機関紙誌の発行その他の事業による収入	政治団体分	<b>答</b> 附	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 27.1.27 (27.12.31解散)	寺沢まさし後援会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 28.1.14 (27.12.20解散)	千葉とおる後援会	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 28.1.21 (27.10.30解散)	佐藤正友後接会	志21の会	[政治団体分]	5 客附の内訳	その他の経費
	997,223	997,223	1,555,078	2,552,301		1,550,000	94,500	1,644,500	1,254,290	1,254,290		2,552,301	2,898,790	33,886	2,932,676			0	0			0	35,658	35,658			770,044 大崎市			525,000
前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 27.11.8 (27.11.8解散)	水沢ちこう(智孝)後援会	組織活動費	政治活動費	4 支出の内訳	政治活動報告会・役員会・懇親会	政治活動報告会・役員会・懇親会	機関紙誌の発行その他の事業による収入	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 28. 1.22 (27.12.31解散)	松川利充後接会	答附·交付金	政治活動費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 28.1.12 (27.12.22解散)	寺沢まさし七ヶ浜後援会	年間五万円以下のもの	塩釜市歯科医師連盟	宮城県道路運送経営研究会	寺沢まさし七ヶ浜後援会	寺沢まさし政経フォーラム	〔政治団体分〕
33,138	51,138			67,000	67,000		28,176	28,000	56,176		67,000	56,176	10,824	67,000			19,290	19,290		19,290	19,290	19,290			10,000	50,000 塩竈市	50,000 仙台市若林区	19,290 宮城郡七ヶ浜町	1,125,000 多賀城市	

2 とは地域機関         18.000         機能団体の反対能力の関係に表示である。         会員性 場 地 ル 種	(7)	-	平原	뉯28	3年	2月	¶19	)日	ŝ	金曜	日			宮		城		県		公		報							第	2734	1号	
東京部国会の展出を 京舎等連団会)     「東谷等連団会)     「東谷等連団会)     「東谷等連団会)     「東谷等連団会の配出やした市の氏や 国親州中十 東谷等連団会の配出に示えらが華の海型 2 外出帯警 (小の港の英部回会)     「東人帯警 2 外出帯警 (小の港の英部回会)     「東人帯警 2 外出帯警 0 0 回選管告示第二十号     政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、管理団体の届出があった。     平成二十八年二月十九日     官城県選挙管理委員会	宮城県	平成二十八年二月十九日		おり公表する。			(宮選管性)第十九号		備品・消耗品費	経常経費		一件十万円未満のもの	その他の収入			本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	28. 1. 6	渡辺よしお後接会		1 収入総額	28. 1. 29 (28.	日黒啓治後援会	その他の事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	組織活動費	政治活動費				本年収入額
要部国会の長州業命軸の規 ( ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	選挙管理委員会								42,773	42,773		9	9		42,773	9	42,764	42,773			0	0			40,000	40,000	11,138	51,138			51,138	18,000
	3 3	長 菊 地	宮城県選挙管理委員会	平成二十八年二月十九日	これ その では 強い合き 日本の サクスチャネー アドブで から合き 日本 マース・フェア・ア	- より、欠のとおり資金管理団本の旨定を収り肖した言及び資金管理団本でなくなった言届5 -	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第一号及び同項第二	○宮選管告示第二十一号	3	博行 大和町議会議員 千坂博行後援会 - 黒川郡大和町鶴巣大平字植田四		公職の種類 名 称 主たる事務所の所在地		菊地	宮城県選挙管理委員会	平成二十八年二月十九日	管理団体の届出があった。		○宮選管告示第二十号	支出総額		28. 1.29	日黒啓治後接会	(その他の政治団体)	支出総額	収入総額	報告年月日 28.1.26 (28.1.26解散)		阿部まさ子後援会	(資金管理団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	員長 菊 地

(8) 法第十九条第三項第一号による届出

をした者の氏名

資

金

管

理

团

体

0)

名

消

年

月

 $\mathbb{H}$ 

阿部まさ子 達 地域社会研究会

阿部まさ子後援会

法第十九条第三項第二号による届出

寺澤 千葉

正志

寺沢まさし政経フォーラム

をした者の氏名資金管理団体の届出 征男

都市政経懇話会

資

金

管

理

団 体

0)

名

称 平成二十七年十二月二十日 平成二十八年一月二十六日 取

平成二十七年十二月三十一日

なった年月日 資金管理団体でなく

平成二十六年十月二十一日

### 人 事 委 員 会

人事委員会規則一─一(規則の分類)の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十八年二月十九日

宮城県人事委員会

委員長 小 Ш 竹

男

○人事委員会規則一─一一二

人事委員会規則一―一(規則の分類)の一部を次のように改正する。

人事委員会規則一―一(規則の分類)の一部を改正する規則

「十三―○の系列 任期付職員」を「十四―○の系列 退職管理 」 」に改める。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則十四一〇 (職員の退職管理に関する規則)をここに公布する。

平成二十八年二月十九日

宮城県人事委員会

委員 小 Ш 竹

男

〇人事委員会規則十四―〇

職員の退職管理に関する規則

第一条 この規則は、 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三

> 第二条 な事項を定めるものとする。 宮城県条例第八十号。以下「条例」という。)第三条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要 十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例(平成二十七年 (離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者

う。以下同じ。)が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職 じ。)が属する地方公共団体の執行機関の組織等 機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。 等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行 に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同 役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をい 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の (同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織

(子法人)

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二第 第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての 部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律 える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。 営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超 議決権を含む。以下同じ。)の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の 人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全 八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起 項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等(法第三十

(退職手当通算法人)

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人(地方独立行 じ。)のほか、次に掲げる法人とする 政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同

- 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)に規定する地方住宅供給公社
- 地方道路公社法 (昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社
- 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社
- 国家公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されてい

(退職手当通算予定職員

を受けないこととされている者とする。(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の規定による退職手当の支給算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合る者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人(同条第二項に規定する退職手当通

(内部組織の長に準ずる職

則で定めるものは、次に掲げる職とする。に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八条第一項

- 会計管理者
- 一 出納局長
- 一議会事務局長

第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。)が就いている場合に限る。)四 警察本部の部長及び市警察部長(特定地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)

五 人事委員会事務局長

監查委員事務局長

七 労働委員会事務局長

企業局長

類する者)(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に

長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役職の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則いた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則にされた場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する機関の組織等を除く。)に属する役職を担当している役職員が属する役職の目標の表

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者

ける当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合にお帰八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する

(9)

の執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人が行う元条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する

業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)する権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。る場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分を第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実があ

(再就職者による依頼等の承認の手続)

任命権者に提出しなければならない。を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)

- 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- 五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容 六 離職前五年間(再就職者が法第三十八条の二第四項又は第八項に規定する職に就いていた場合
- 七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二におってに 当時事に募していた其間を全せ / の不事もおりて事業で名
- 33335678877877878787878898998998998999
- 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容

約等事務(法第三十八条の二第一項に規定する契約等事務をいう。

九

県 公 第2734号 平成28年2月19日 金曜日 宮 城

+ その他参考となるべき事項

第十三条

(再就職者による依頼等の届出の手続

法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条

において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる

氏名

生年月日

事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

三 職

四

依頼等をした再就職者の氏名

前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再

Ŧî.

就職者の地位

依頼等が行われた日時

依頼等の内容

(部長又は課長に相当する職

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第二十一条第

職とする。 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる 人事委員会規則七―十八(管理職手当)別表第一に掲げる職のうち同表の区分欄に定める区分

が 一種から四種までのもの(次に掲げる職を除く。

部制条例(昭和三十五年宮城県条例第四十一号)に定める部の長

第六条各号(第四号及び第八号を除く。)に掲げる職

規定する地方機関をいう。以下同じ。)の長並びに地方機関に置かれる支所の長(前号の職を除く。) び宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)第三条第二項に 地方機関(行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)第四条に規定する地方機関及

県立学校の校長

のうち同表の区分欄に定める区分が一種から四種までのもの(局長を除く。) (昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号)第五条第一項の表に掲げる職

企業職員給与規程

特定地方警務官が就いている職(第六条第四号の職を除く。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職

場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している 時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。 役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた 定めるものは、 再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された

た時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で

(以下この条において「部課長等の職」という。) に就いてい

に相当する職として前条で定める職

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十六条 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属す る役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする

(内部組織の長に準ずる職

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直 近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるも

職員に類する者 (内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直

の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものと 近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類す る者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする

(部長又は課長に相当する職

第二十条 する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に

第二十一条 当する職として前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に 属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第 一項に規定する部長又は課長の職に相

(管理又は監督の地位にある職員の職

七 六

再就職先の業務内容

再就職先の名称

Ŧî.

再就職日

九

その他任命権者が必要と認める事項

再就職先における地位

第二十二条 第百六条の二十三第三項に規定する管理職職員である者に限る。)が就いている職を除く。 内部組織の長等の職及び第十四条に定める職とする。ただし、特定地方警務官 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるもの (国家公務員法

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号におい
- 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合 「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- 報酬を得る場合 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の

(任命権者への再就職の届出

報

第二十四条 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、次項各号に掲げる事項を記載した届

2

出書を、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に提出しなければならない

氏名

生年月日

離職時の職

離職日

条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

受任者

宮城県人事委員会事務局長

二 委任する権限

地方公務員法(以下「法」という。)第三十八条の二第七項に規定する届出を受理すること。

法第三十八条の三に規定する報告を受理すること

法第三十八条の四第一項に規定する通知を受理すること。

法第三十八条の四第二項又は第三十八条の五第二項の規定により、調査の経過について任命権

者に報告を求めること

(<u>Fi.</u>) 法第三十八条の四第三項又は第三十八条の五第二項に規定する報告を受理すること

( ; )規則十四一〇第十一条に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。

(七) 規則十四一〇第十二条に規定する人事委員会が定める様式について定めること。

 $(\mathcal{N})$ 規則十四-─○第十三条に規定する人事委員会が定める様式について定めること

規則十四―〇第二十三条第三号に規定する人事委員会が定める額について定めること。

この告示の効力の発生する日

平成二十八年四月

# 宮城海区漁業調整委員会

(11)

三十一年法律第百六十二号)第十六条第一項の教育長

二第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内

2

第六条の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律

以 下

「旧教育長」という。)は、

法第三十 (昭和 1

この規則は、

平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものとする

3

で定めるものとする。

に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職として人事委員会規則 第十七条の規定にかかわらず、旧教育長は、法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項

として人事委員会規則で定めるものとする。 第二十二条の規定にかかわらず、旧教育長は、 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職

〇人事委員会告示第一号

人事委員会の権限(職員の退職管理)の一部の委仟

する規則)に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のとおり決定した。 方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)及び人事委員会規則十四−○(職員の退職管理に関 人事委員会は、人事委員会規則二―二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、

宮城県人事委員会

平成二十八年二月十九日

委員長 小 Ш

竹

男

## ○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。)の操業について、次のとおり制限する。 ける総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業(まぐろ、かじき、かつお、 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 宮城県地先海面にお

平成二十八年二月十九日

## 宮城海区漁業調整委員会

会 畠 Щ 喜

勝

### 操業の承認

制限期間

\_

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

報

調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。 流し網漁業操業承認事務取扱要領(以下「要領」という。)で定めるところにより、宮城海区漁業 かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十八年度かじき等

## 操業の承認の対象

合には承認の対象としないことがある

公

次の1又は2のいずれかに該当する者。 ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認めた場

げした実績を有する者 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚

## その他委員会が認めた者

四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければなら

## Ŧi. 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。

2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。

## 3

域のうち、 次のア、イ、ウ、 宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。 エ、 オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区

イ 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点

- ゥ 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点
- 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点
- 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点
- 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

カ オ

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

### 漁具の制限

センチメートルを超えるものでなければならない。 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二キロメートル以内であり、かつ、網目は十五

二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

漁具の標識 敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

(--)両端部の浮標

昼間にあっては別記様式第二号による標識及びレーダー反射板(金属性のものに限る。以下

同じ。)、夜間にあっては白色の灯火及びレーダー反射板

 $(\Box)$ 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

 $(\equiv)$ 昼間にあっては別記様式第二号による標識、夜間にあっては白色の灯火

れるものでなければならない □及び□の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認さ

塗装しない船舶の使用禁止

6

塗装しなければならない。 かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で

林水産省令第五十四号)を遵守しなければならない。 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成六年農

8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければ

承認の取消し ならない

六

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十八年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書(様式第一号)をそ

(七) (六) の副申書を添えなければならない。 八番一号 の住所地を管轄する地方振興事務所を経由し、宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目 なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

- 示」という。)の日から平成二十八年三月七日までとする。 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示(以下「委員会指
- 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

3

2

操業承認申請一覧表(様式第二号)

者は申請理由書 委員会指示三の1に該当する者は水揚仕切書写、漁獲物陸揚証明書 (様式第三号)、その他の

印鑑証明書

- (<u>Fi.</u>) 漁船原簿謄本
- 年間事業計画書(様式第四号)
- 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書
- 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書

代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本

○一○八までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

城

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に揚げる漁港で、当該承認に係る漁船 者又は操業責任者に交付する。 ろう装置、漁網を含む。)を確認の上、操業承認証(様式第五号。以下「承認証」という。)を申請

示を受けなければならない。 轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書(様式第六号)を提出し、その指 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管

興事務所水産漁港部宮城県気仙沼地方振	事務所水産漁港部宮城県東部地方振興	事務所水産漁港部宮城県仙台地方振興
電話 〇二二六-二二-六八五一気仙沼市赤岩杉ノ沢四七-六	電話 〇二二五-九五-一四七三 石巻市東中里一丁目四-三十二	電話 〇二二-三六六-一二三一塩釜市新浜町一丁目九-一
志気	石女	塩
津仙	巻川	釜
川沼	2/1	ME.
港港	港港	港

(承認証の書換え交付)

(13)

- 第三 操業の承認を受けた者は、 換交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書
- 前号の場合には、第一の3の仇の規定を準用する。

2

(承認証の再交付)

第四

付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交

(漁獲成績報告書の様式)

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする

(14) (別記) 2 指示樣式第2号 指示樣式第1号 ル以上とする。 文字、数字(承認番号)及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。 文字及び数字(承認番号)の大きさは、8 センチメートル以上とし、太さは1.5センチメート 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。 標識は、黄色の布地とする。 宮かじき第 嗇 餀 拠 勘 岁 安 卓 要領様式第1号 かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。 4 承認証交付希望港 3 使用船舶 1 操業期間 宮城海区漁業調整委員会長 (1) 船 (4) 機関の種類及び馬力数 (2) 漁船登録番号 操業区域 宫城県地先海面 総トン数 かじき 攻 华 礟 荒 Щ  $\overline{\phantom{a}}$ 網漁 日から 業操 氏 甪  $\mathbb{H}$ Ĥ PS叉はキロワット 業承認申請 安 严 安 严 併 Д でまり 1 併 Щ (A4続) <u></u> <u></u> Ш

(15) 平成28年	2月19日 金	曜日	宮	城	県	公	報			第2734号
	※印は記入								※承認番号	要領様式第2号
	※印は記入しないこと。								漁船登録番号	
									船名	
									**・・・・・******************************	UH Zi-
									馬力数	湯
									操業期間	問題
									住 中	操業承認
									曹	理
									开 者	HK
									承交希認 望証付港	弁
									前 年 度 承認番号	月 漁業t
(A4横)									※ 前実有 年織 度の無	日 漁業協同組合長 ⑪ (支所運営委員長)

			(A4縦)					
# 月 日			田	H	円	田	田	
### (2 ) 2 (2			kg	kg	kg	kg	kg	
#			田	田	田	迅	迅	
#			kg	kg	kg	kg	kg	
# 月 日			正	田	田	田	田	
(1) 当市場に陸揚げしたことを証明する。			kg	kg	kg	kg	kg	
## 2	費	一	田	Œ	迅	I	田	
## ( ) 当市場に陸揚げしたことを証明する。	費	i	700	N8	N. 84	750	280	
##	費	烟	bo	bor	bor	bor	ba	
## ( ) 当市場に陸揚げしたことを証明する。	費	77	田	田	田	田	田	
# 2	苹		kg	kg	kg	kg	kg	
### (19 ) 当市場に陸揚げしたことを証明する。	伞			9	৩	(ï	^;	
### (本)		無		回			迪	
要領様式第4号         り当市場に陸場げしたことを証明する。       主記       車 月 日       船 名         名名       大数       トン       区 分       区 分       風寒種類 区 分       風寒種類 園 個         類及び馬力数       P S 又はキロワット       日本 数 個 個       操業 期 間 機業 期 間 機業 期 個 個         表示の及び氏名       表 領 海 巻 額 海 参 額 海 参 額 海 参 額	予想金			+			,	
かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書 年 月 日	予想数							
かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書		航					及び氏名	
かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書     年月日     野領様式第4号       9当市場に陸揚げしたことを証明する。     宮城県 魚市場 ⑪     船名       名名     丸       番号     人       漁獲物の種類 漁獲物の種類 漁獲物の種類	ш	華		はキロワット	PSX		) 馬力数	
かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書       年月日       年月日       船名         9当市場に陸揚げしたことを証明する。       宮城県 魚市場 ⑪       船名         名名       丸	期	華			アソ			参ァソ
かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書     年月日       9当市場に陸揚げしたことを証明する。     宮城県 魚市場 ⊕       配     丸	物の種							
かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書 年 月 日 宮城県 魚市場 ⑪ <u>船 名</u> り当市場に陸揚げしたことを証明する。	#	$\overline{\bowtie}$			丸			密
かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書 年 月 日 年 月 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	漁業種類				Ę			
要領様式第4号         かじき等流し網漁業漁獲物陸場証明書       年 月 日         年 月 日       宮城県 魚市場 ⑪		1			明する。	したことを証	5場に陸揚げ	下記のとおり当下
要領様式第 4 号かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書			月魚市場 ⑩	宮城県				
	年			揚証明書	漁業漁獲物陸	じき等流し網	χ,	
	式第4号	要領様記						領樣式第3号

(17)平成28年2月19日 報 第2734号 金曜日 要領様式第5号 2  $\vdash$  $\omega$  $\widehat{\mathbf{1}}$ 3 2 条件及び制限 (裏面記載のとおり) 操業区域 操業期間 使用船舶 舎 機関の種類及び馬力数 ジーゼル 総トン数 漁船登録番号 名 ş 宫城県地先海面 ٦ 併 N. 半 汽  $\subset$ 宮城海区漁業調整委員会 Д 艦 (表 強 KK (KK 併 併 業操業 Ш ヾ 内 K 甪 公 严 落 潔 Д 田 宮かじき第 PS叉はキロワット Ħ でまり 日から (A4縦) 臣 4 Ţ

要領様式第5号

### (裏)

### # × Ç 重 照

- 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。

域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区

- 岩手県大船渡市首崎突端
- 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点
- 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点
- 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点
- 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点
- 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点
- 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 4 漁具の制限
- (1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12キロメートル以内であり、かつ、網目は15セン チメートルを超えるものでなければならない。
- (2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上2メートル以上の高さに掲げなければならない。

(1) 両端部の浮標

昼間にあっては別記様式第2号による標識及びレーダー反射板(金属性のものに限る。以下

同じ。)、夜間にあっては白色の灯火及びレーダー反射板

(2) 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標

昼間にあっては別記様式第2号による標識, 夜間にあっては白色の灯火

- (3) (1)及び(2)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認さ れるものでなければならない。
- 塗装しない船舶の使用禁止

装しなければならない。 かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗

- 林水産省令第54号)を遵守しなければならない。 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農
- 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければ

承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

第2734号	平成28年2月	月19日	金曜日	宮	城	県	公	報						(18)
(A4縦)	交交	4 総トン数 トン 5 希望日時 年 月 日 時	1 承 認 番 号 宮かじき第     号       2 船 名     丸       3 漁船登録番号	빤	が、出漁の準備が完了したので、確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。	年 月 日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けました		任 M	<del>184</del>	(水産漁港部扱い)	地方振興事務所長 殿	年 月 日	承認証交付申請書	要領樣式第6号
(A4縦)	4 書換を必要とする理由			変 更 前 変 更 後	3 記載事項	1 年 孫 宙 方		先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換え交付を申請します。	かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書	氏 名	住 所	宮城海区漁業調整委員会長 殿	年 月 日	要領樣式第7号

第2734号	平成	28年	E 2	2月	] 19	9 E	3	Ś	金田	醒	H_		7	宮		ţ	城		· -	県		公			報									(20)			
備 考 1 投網年月日,投網位置等,網及び魚種別漁獲量の欄は,操業一日ごとに記入すること。 2 投網位置は,緯経度又は農林漁区番号のいずれか─方を記入すればよい。また,緯経度は分の単位まで記入し,北緯,南緯,東経,西経の別はいずれか─方に○印をつけること。 3 *印を付した欄は,記入しないこと。		* 1:2 1:2	* 112 112	* * *	11.2	1 2 1 2	1 2	* 1 2 1 2	*	* 1:2 1:2	* * *	1 11	1:2	* ;	1 1 2	* 1:2	* :		11:2	* :	112	* * *	112	1;2 1;2	* 1.2	* *	565758596061 62 63度分66 67 68 度分 72 73~76 77~	年 月 日 編織     北内閣 経 度 農林漁区     表面水温 投 側 L反の目台の できまっしき がしき かしき かしき かしき かしき かじき かじき かじき かじき かじき かじき かじき かじき かじき かじ	魚種別漁機	# 告 年 月 日 平 成 年 月 日	2 2 # E E E E E E E E E E E E E E E E E	为	6 1 2 0 0 * * 4 3 * * *	式番号 県名 編纂 整理番号 漁船登録番号 トン数 キロワット 漁法 運作災 陸 揚 (7・0 0・10 11・10 12・15 14・20 21・25 26・20 20 21・29 29・25 25	75年版 1-1 口の ロ   排機	百城海区流	〇 要領様式第 9 号